

★ 広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（条例第二十一号）（都市環境整備課）

一 制定の理由

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）に基づく知事への許可又は届出を要する盛土等の規制を強化することを目的として、当該行為の規模等について必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 趣旨

この条例は、法第十九条第二項、第三十二条及び第三十八条第二項の規定に基づき、宅地造成等に関する工事に係る定期の報告の期間、許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る定期の報告の期間について必要な事項を定める。

2 用語の定義

この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

3 宅地造成等に関する工事に係る定期の報告の期間

法第十九条第二項の規定に基づき、条例で定める期間は、宅地造成等に関する工事の期間が三月未満のものに限り、四十五日とする。

4 許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模

（一）法第三十二条の規定に基づき、条例で定める規模の特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - (2) 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さか二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さか二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（(1)又は(2)に該当する盛土又は切土を除く。）
 - (4) (1)又は(3)に該当しない盛土であつて、高さか二メートルを超えるもの
 - (5) (1)から(4)までのいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの
- （二）法第三十二条の規定に基づき、条例で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

(1) 高さか二メートルを超える土石の堆積

(2) (1)に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

5 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る定期の報告の期間

法第三十八条第二項の規定に基づき、条例で定める期間は、特定盛土等又は土石の

堆積に関する工事の期間が三月未満のものに限り、3に規定する期間とする。

6 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

三 施行期日

令和五年七月十日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日

★ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）（人事課）

一 改正の要旨

人事院規則の一部改正等を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当について、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和五年七月十日

★ 広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）（財政課）

一 改正の要旨

宅地造成等規制法の改正等に伴い、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	宅地造成等工事の許可申請手数料等の改正
広島県警察関係手数料条例	特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料の新設

二 施行期日

- 1 広島県警察関係手数料条例の改正 令和五年七月十日
- 2 広島県手数料条例の改正 令和五年七月十日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、軽油引取税及び自動車税に関する規定を改正した。

1 個人の県民税

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象に、一定の所得割の納税義務者が払込みにより取得をした一定の株式会社の設定特定株式を加えた。

2 軽油引取税

(一) 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊（以下「オーストラリア軍隊」という。

）が公用に供する軽油の輸入をする場合等について、軽油引取税の課税免除措置を講じた。

(二) オーストラリア軍隊が国内において行う軽油の引取りについて、自衛隊と同等の条件で軽油引取税の課税免除措置を講じた。

3 自動車税

(一) 燃費性能に応じて設定されている環境性能割の税率区分について、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を令和六年一月以降段階的に引き上げることとした。

(二) 非課税対象車等に係る環境性能割及び減税対象車に係る種別割について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことに由来のものであるときに、環境性能割については当該認定等の申請をした者又はその一般承継人（以下「認定申請者等」という。）を当該不足額に係る自動車について申告書を提出すべき当該自動車の取得者と、種別割については認定申請者等を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とそれぞれみなして、環境性能割及び種別割に関する規定を適用する等の特例措置について、認定申請者等の不正行為に起因し環境性能割又は種別割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき環境性能割又は種別割の額は、それぞれ当該不足額に百分の三十五（現行百分の十）の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とした。

4 その他

引用条項など必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

1 2から4まで以外の改正 令和五年七月十日

2 一1及び一3(二)の改正 令和六年一月一日

3 一2の改正 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアク

4 セス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日
一 3 (一)の改正 令和六年一月一日及び令和七年四月一日

★ 広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）（経営企画チーム）

一 改正の要旨

県民の安全・安心を確保することを目的として、子ども家庭センター及び建設事務所
の所管区域の見直しを行うため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）（市町行財政課）

- 一 改正の理由
 - 知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

事 務	対象市町
農業経営基盤強化促進法に基づく事務のうち、農業経営改善計画の認定協議に対する同意	市町（広島市、府中町、海田町及び坂町を除く。）
宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務のうち、特定盛土等規制区域における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可等	竹原市、三原市、尾道市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、熊野町、坂町及び神石高原町（造成等の面積が一万平方メートル未満のものに限る。ただし、都市計画法による開発許可を受けた工事に関する事務は、竹原市、三原市、尾道市、三次市、東広島市及び廿日市市に限る。）

2 市町を経由することにより処理する事務に追加するもの

事 務	対象市町
宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務のうち、特定盛土等規制区域における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請の受付等	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（竹原市、三原市、尾道市、三次市、大竹市、東広島市、東次市、大竹市、東

広島市、廿日市市、安芸高田市、熊野町、坂町及び神石高原町については、造成等の面積が一万平方メートル以上のもに限り、大竹市、安芸高田市、熊野町、坂町及び神石高原町については、都市計画法による開発許可を受けた工事に關する事務は造成等の面積が一万平方メートル未満のものを含む。)

3 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

1 2以外の改正 令和五年七月十日

2 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務に關する改正 令和五年七月十日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日

★ 広島県立福山若草園設置及び管理条例及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

福山市水呑町の一部の区域をもって新たに町の区域が画されたことに伴い、広島県立福山若草園の位置及び広島県福山西警察署の管轄区域の表示を改めた。

二 施行期日

令和五年七月十日

★ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第二十八号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、次の関係条例について必要な改正を行った。

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業者の設備及び運営に関する基準を定める条例

二 施行期日

令和五年七月十日

★ 広島県土砂の適正処理に関する条例及び広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）（森林保全課）

一 改正の要旨

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域が指定されることを踏まえ、同法の規定による許可を受けて行う土砂埋立行為は知事の許可を不要とするなど、次のとおり関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県土砂の適正処理に関する条例	土砂埋立行為の許可の適用除外に係る規定の整備
広島県建築基準法施行条例	がけ付近の居住の用に供する建築物に対する建築制限の適用除外に係る関係規定の整備

二 施行期日

令和五年七月十日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日

★ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十号）
（警察本部）

一 改正の要旨

広島県広島南警察署が移転することに伴い、次のとおり位置を変更する改正を行った。

現 在 地	広島市南区宇品東四丁目
移 転 先	広島市南区出汐二丁目

二 施行期日

令和五年九月十九日

★ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）（警察本部）

一 改正の要旨

道路交通法等の一部が改正されたことに伴い、信号機に関する基準に特定小型原動機付自転車に係る規定を加えるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和五年七月十日